

○ 西いぶり広域連合職員服務規程

平成 12 年 3 月 28 日
訓 令 第 7 号

(趣旨)

第 1 条 本広域連合職員の服務に関しては、法令、条例その他の規定に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(室蘭市規程の準用)

第 2 条 この訓令の施行については、室蘭市服務規程（昭和 27 室蘭市規程第 1 号）の例による。

附 則

この訓令は、平成 12 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。